

令和 8 年 1 0 月 2 7 日 (火)
交流推進部空港振興課
高橋 (2222)・住江 (2223)
直通ダイヤル : 087-832-3132

外国人旅行者向け消費税免税制度の リファンド方式移行について

神戸税関高松空港税関支署より、11月1日から外国人旅行者向け消費税免税制度（輸出物品販売場制度）が「リファンド方式」に変更となる旨の発表が別添のとおりありましたので、お知らせします。

なお、本件について不明な点やご質問がある方は、下記の「お問い合わせ先」まで直接お問い合わせください。

【お問合せ先】

神戸税関高松空港税関支署
担当：川端（かわばた）、野崎（のざき）
TEL 087-879-3889
kobe-takamatsu@customs.go.jp



令和 8 年 1 0 月 2 7 日
神戸税関高松空港税関支署

外国人旅行者向け消費税免税制度の リファンド方式移行について

令和 7 年 3 月に消費税法が改正され、本年 1 1 月 1 日から外国人旅行者向け消費税免税制度（輸出物品販売場制度）が「リファンド方式」に変更となります。

※根拠法令：消費税法第 8 条（輸出物品販売場における輸出物品の譲渡に係る免税）

1. 制度改正の概要

- 免税店における販売価格が免税価格から消費税込価格に変更
- 免税購入対象者が出国時に購入品を国外に持ち出す際、税関の確認を受けた後、消費税相当額の返金を受ける

2. 返金（リファンド）手続

税関による確認手続は、空港の出国ロビーなどに設置された手続用端末に旅券をかざすことにより行われます。当該手続は、出国空港において手荷物の機内預入れ前までに完了する必要があるため、免税購入対象者が出国時に税関で購入品を国外に持ち出すことが確認された後に、消費税相当額が返金（リファンド）されます。

高松空港においてもターミナル 1 階パッキングエリアに手続用端末を 2 台設置し、制度開始に向け準備を整えているところです。

本件について不明な点やご質問がある方は、下記の連絡先までお問い合わせください。

（問合せ先）
神戸税関高松空港税関支署
担当：川端（かわばた）、野崎（のざき）
TEL 087-879-3889
kobe-takamatsu@customs.go.jp



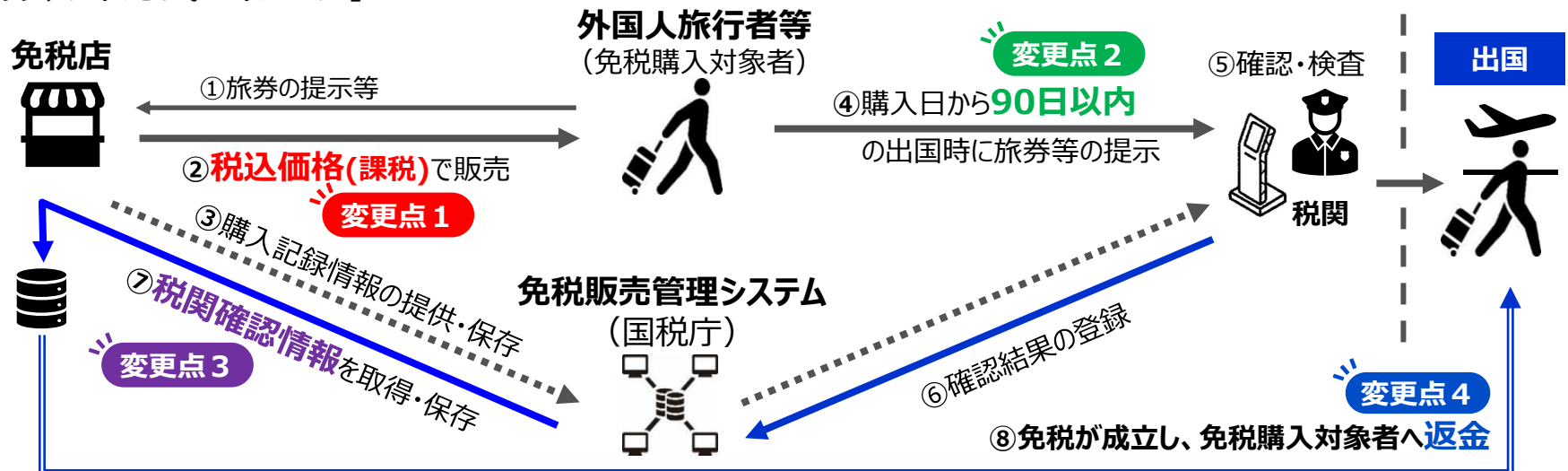
外国人旅行者向け消費税免税制度の リファンド方式移行について

＜お問い合わせ先＞
神戸税関 高松空港税関支署
☎ 087-879-3889

輸出物品販売場制度のリファンド方式への見直し

- 輸出物品販売場（免税店）制度は、免税購入品の国内での横流し等の不正に対応するために、令和8年11月1日からリファンド方式に移行する。主な変更点は以下のとおり。
- 免税店は、外国人旅行者等（免税購入対象者）に対して、**変更点1** 税込価格（課税）で免税対象物品を販売する。
- 免税購入対象者は、免税対象物品を**変更点2** 国外に持ち出すことにつき購入日から90日以内の出国時に税関の確認を受ける。
- 免税店を経営する事業者は、免税対象物品の販売に関する情報（購入記録情報）と**変更点3** 免税対象物品の持出しを税関が確認した旨の情報（税関確認情報）を保存することで、免税の適用を受ける。
- 免税店を経営する事業者は、この確認後に免税購入対象者に**変更点4** 消費税相当額を返金（リファンド）する。

【リファンド方式のイメージ】



(参考) 外国人旅行者向け免税制度のリファンド方式への移行について

	これまで	2026年11月～
購入時	免税で購入 (or カウンターで返金)	税込で購入 (クレジットカード等の返金先情報の登録)
出国時	保安検査後の税関で確認 (制限エリア)	保安検査前の税関で確認 (一般エリア)※購入日から90日以内
返金	_____	税関確認後に返金

改正後の手続の流れ



空港・海港における税関確認について

空港・海港

税関確認

端末手続



端末にパスポートを提示
スマホでも手続可能

OK

グリーン判定

レッド判定

持出確認



NG

返金不可

出国



免税店から返金

① 十分な手続用端末を設置

空港や海港に十分な端末を設置して混雑回避
手続はパスポートをタッチするだけ



② スマートフォンでの手続も整備

一部の利用者の多い空港※ではスマートフォンでも手続可能



③ 実効性のある不正対策

購入品の所持を確認できない場合、返金不可
(所持を確認できた場合、免税店(返金事業者)から返金)
税関確認後に持ち出さなかった場合、消費税を即時徴収



④ きめ細やかな案内

リーフレットや動画コンテンツにより手続を周知
フロアマップや空港内案内表示にピクトグラムを掲載



※ Visit Japan Web (VJW) を通じたスマートフォンでの手続は、7 大空港（成田、羽田、関西、中部、新千歳、福岡、那覇）で可能。